



エフシー・ニジュウヨン（FC24）の取引先の皆さまへ

お仕事安心保険のご案内

運搬している自動車の持ち主から高額な賠償請求されたらどうしますか？

この保険の概要

お仕事安心保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社として、レッカー事業を取り巻くさまざまなリスクに対応する株式会社エフシー・ニジュウヨンの取引先の皆さまの専用商品です。

このお仕事安心保険は、株式会社エフシー・ニジュウヨンを保険契約者とし、株式会社エフシー・ニジュウヨンの取引先を加入者とする「自動車管理者賠償責任保険」の明細付契約です。この保険の「普通保険約款・特別約款・特約集」・「保険証券」は、保険契約者（株式会社エフシー・ニジュウヨン）に交付されます。

この保険の3つの安心

- ✓ 自動車の運搬中はもちろん、保管中の事故にも対応でき安心です！
- ✓ エフシー・ニジュウヨン（FC24）で保険を管理するので、保険のつけ忘れがなく安心です！
- ✓ 作業中ならびに作業の結果に起因する損害賠償請求に対応するオプションもご用意しております！

この保険の構成

基本プラン
自動車管理者賠償責任保険 運搬中・保管中の受託自動車に対する 業務遂行に起因するリスクの補償

+

オプション① 使用不能損害補償特約（個別特約セット） 受託自動車の損壊に伴う使用不能リスクの補償 （自動車管理者賠償責任保険）
オプション② 請負業者賠償責任保険 運搬作業中等の第三者への賠償リスクの補償
オプション③ 生産物賠償責任保険 作業結果に起因する第三者への賠償リスクの補償
オプション④ 積載物等賠償損害補償特約 受託自動車に積載された積荷・身の回り品の補償 （自動車管理者賠償責任保険）

この保険の保険期間

2025年9月16日午後4時 から 2026年9月16日午後4時 まで 1年間

この保険のご加入方法

取扱代理店（株式会社エヌシーアイ、連絡先03-3426-7757）へ、お問い合わせください。

株式会社エヌシーアイ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

基本プラン（自動車管理者賠償責任保険）

運搬中、保管中の受託自動車に対する賠償リスクを補償します。

■ 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(補償の対象となる方)が受託した自動車(注) (以下、「自動車」といいます)が、保管施設内に保管されている間、または自動車に対して行う業務の遂行の過程として一時的に保管施設外で管理されている間に、損壊、紛失、盗取または詐取され、その自動車について正当な権利を有する方に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注)自動車とは、自動車および原動機付自転車をいいます。

なお、自動車には次のいずれかに該当する付属品を含みます。

- ①自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定しており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます）されている物
- ②自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます）されている物
- ③法令に従い備え付けられている物
- ④車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C 車載器等

付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ①燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ②法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③通常装飾品とみなされる物
- ④積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます）

■ お支払いの対象となる事例

- レッカー作業中、作業対象自動車を誤って電柱にぶつけた場合の、作業対象自動車の修理費用
- 運搬してきた故障車を保管中に放火されてしまった場合の、故障車の修理費用
- 故障車を積載しようとした際、誤って故障車とレッカー車が接触した場合の、故障車の修理費用
- その他、事故車・故障車の運搬作業を開始してから、自動車の所有者または整備工場に引き渡すまでの自動車自体を損壊した場合の修理費用

■ 年間保険料・支払限度額について

【年間保険料】<レッカー車1台につき>

免責金額（1事故あたり）	年間保険料
10万円	70,200円
15万円	56,700円
20万円	49,000円

【支払限度額】

1事故あたり	保険期間中通算
1,000万円	1,000万円 × レッカー車保有台数

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。保険期間中に保険金をお支払いした場合には、お支払いした金額につき保険期間中の支払限度額が減少していきますのでご注意ください。

※免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故との損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

運搬中、保管中に受託した自動車を損壊した場合に発生する自動車自体の使用不能損害リスクを、自動車管理者賠償責任保険「使用不能損害補償特約」で補償します。

■ 保険金をお支払いする主な場合

自動車管理者賠償責任保険の基本契約で対象とならない、自動車の損壊（盗取を除きます）によりその損壊した自動車（以下「被害自動車」といいます）が使用不能となったことによる損害について被害自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任（収益減少についての損害賠償責任を含みます）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ お支払いの対象となる事例

お客さまの自動車をレッカー移動中に誤って電柱にぶつけてしまった際、その事由に起因する被害自動車の使用不能期間（修理に要する期間）におけるレンタカー費用・休車損害・休業損害などの使用不能損害

■ 年間保険料・支払限度額について

【年間保険料】

1被保険者あたり	年間保険料 15,000円
----------	---------------

【支払限度額】

支払限度額	1事故・保険期間中	免責日数
被害自動車1台 30万円	100万円	3日間
補償期間：使用不能損害が発生した最初の日から起算して30日以内		

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。保険期間中に保険金をお支払いした場合には、お支払いした金額につき保険期間中の支払限度額が減少していきますので、ご注意ください。

オプション② 出張作業中の賠償リスク（請負業者賠償責任保険）

■ 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(補償の対象となる方)が行う請負作業中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

＜管理財物損壊補償特約＞

被保険者の管理下にある財物（仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます）の損壊によって、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ お支払いの対象となる事例

- スペアタイヤ交換作業中、ジャッキアップポイントを誤りフレームを破損させた場合の、フレーム修理費用
- バッテリーが上がった自動車の応急対処中、ボンネットを傷つけた場合の、ボンネット修理費用
- 事故車をレッカーけん引に向けた作業中、誤って電柱に衝突させた場合の、事故車と電柱の修理費用
- 故障車を手押しで移動中、他の自動車に接触した場合の、故障車と他の自動車の修理費用
- 出張作業後、作業現場内で故障車の試運転を行っていた際、電柱に接触した場合の、故障車と電柱の修理費用

■ 年間保険料（目安）・支払限度額について

【年間保険料（目安）】

	年間売上高 3,000万円	年間売上高 5,000万円	年間売上高 1億円
Aコース	47,180 円	78,640 円	149,530 円
Bコース	60,790 円	101,330 円	192,530 円
Cコース	68,210 円	113,680 円	215,910 円
Dコース	79,590 円	132,650 円	251,770 円

【支払限度額】

	支払限度額（1事故）	免責金額
Aコース	身体障害・財物損壊共通 1,000万円	0円
Bコース	身体障害・財物損壊共通 3,000万円	0円
Cコース	身体障害・財物損壊共通 5,000万円	0円
Dコース	身体障害・財物損壊共通 1億円	0円

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

※免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故との損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

オプション② 出張作業中の賠償リスク（請負業者賠償責任保険）

■セットされる特約の名称・概要・支払限度額について

特約の名称	特約の概要	支払限度額
管理財物損壊補償特約拡張特約	出張修理の作業遂行中、作業対象車を一時的に路肩や私道および私有地等において動かす場合、その作業対象車そのものを損壊させたことによる損害賠償金を補償します。	コース毎の支払限度額に同じ
被害者治療費等補償特約	事故の被害者に支払った治療費・葬祭費・見舞金等を補償します。	1名50万円（※）・1事故1,000万円 ※見舞金・見舞品購入費用は10万円（うち見舞品購入費用3万円）
訴訟対応費用補償特約	日本の裁判所における訴訟、調停等の対応に必要な諸費用を補償します。	1事故・保険期間中1,000万円
初期対応費用補償特約	事故の初期対応（調査・派遣・現場の後片づけ等）に必要な諸費用を補償します。	1事故・保険期間中1,000万円
人格権侵害補償特約	不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀（き）損、表示行為による名誉毀（き）損やプライバシーの侵害により被る損害賠償金を補償します。	1名100万円・1事故1,000万円
使用不能損害拡張補償特約	業務の遂行に起因する偶然な事故による他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能によって被る損害賠償金等を補償します。	1事故・保険期間中100万円 （免責金額1,000円）
管理財物損壊補償特約	作業の直接的な対象物など補償管理財物の損壊によって被る損害賠償金等を補償します。補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます。） ②被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。） ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容飼育、育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	コース毎の支払限度額に同じ
費用内枠払い特約	争訟費用（弁護士報酬等）および協力費用は、コース毎に定める支払限度額の範囲内で支払います。	-

■セット割引について

このオプション②「請負業者賠償責任保険」と、オプション③「生産物賠償責任保険」を同時に申し込んだ場合、セット割引5%が適用されます。

オプション③ 作業結果に対する賠償リスク（生産物賠償責任保険）

■ 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(補償の対象となる方)が行った仕事（作業）の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合（盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます）に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

■ お支払いの対象となる事例

- 出張作業中のタイヤのボルトの締め方が緩く、作業後にお客さまの走行中にタイヤが外れ、第三者にケガをさせた場合の、第三者への治療費等の賠償費用
- 故障車に対する作業を行った際、作業内容に不具合があり、作業を行った自動車が走行中に制御不能となり、信号機に衝突した場合の、信号機の修理費用

※生産物自体（交換した部品自体や、作業を行った箇所自体）の損害について負う賠償責任は、自動セットされる「生産物自体の補償に関する特約」によって、補償対象となります。（生産物または仕事の目的物に起因した対人・対物事故が発生し、被保険者がその対物事故について法律上の損害賠償責任を負う場合に限りま）

■ 年間保険料（目安）・支払限度額について

【年間保険料（目安）】

	年間売上高 3,000万円	年間売上高 5,000万円	年間売上高 1億円
Aコース	24,330 円	40,550 円	81,110 円
Bコース	32,430 円	54,050 円	108,100 円
Cコース	37,120 円	61,870 円	123,720 円
Dコース	44,750 円	74,570 円	149,140 円

【支払限度額】

	支払限度額（1名・1事故・保険期間共通）	免責金額
Aコース	身体障害・財物損壊共通 1,000万円	0円
Bコース	身体障害・財物損壊共通 3,000万円	0円
Cコース	身体障害・財物損壊共通 5,000万円	0円
Dコース	身体障害・財物損壊共通 1億円	0円

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。保険期間中に保険金をお支払いした場合には、お支払いした金額につき保険期間中の支払限度額が減少していきますのでご注意ください。

※免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故との損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

オプション③ 作業結果に対する賠償リスク（生産物賠償責任保険）

■セットされる特約の名称・概要・支払限度額について

特約の名称	特約の概要	支払限度額など
生産物自体の補償に関する特約	生産物もしくは仕事の目的物に起因する対人・対物事故が発生し、それについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物もしくは仕事の目的物の損壊またはそれに伴う使用不能に対する損害を補償します。	1事故・保険期間中につき コース毎の支払限度額×3%
被害者治療費等補償特約	事故の被害者に支払った治療費・葬祭費・見舞金等を補償します。	1名50万円（※）・1事故1,000万円 ※見舞金・見舞品購入費用は10万円（うち見舞品購入費用3万円）
訴訟対応費用補償特約	日本の裁判所における訴訟、調停等の対応に必要な諸費用を補償します。	1事故・保険期間中1,000万円
初期対応費用補償特約	事故の初期対応（調査・派遣・現場の後片づけ等）に必要な諸費用を補償します。	1事故・保険期間中1,000万円
人格権侵害補償特約	不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀（き）損、表示行為による名誉毀（き）損やプライバシーの侵害により被る損害賠償金を補償します。	1名100万円・1事故1,000万円
使用不能損害拡張補償特約	仕事の結果に起因する偶然な事故による他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能によって被る損害賠償金等を補償します。	1事故・保険期間中100万円 （免責金額1,000円）
費用内枠払い特約	争訟費用（弁護士報酬等）および協力費用は、コース毎に定める支払限度額の範囲内で支払います。	-

■セット割引について

このオプション③「生産物賠償責任保険」と、オプション②「請負業者賠償責任保険」を同時に申し込んだ場合、セット割引15%が適用されます。

運搬中・保管中の受託した自動車に積載された積荷・身の回り品を補償します。

■ 保険金をお支払いする主な場合

基本プラン（自動車管理者賠償責任保険）のお支払い対象となる事故が生じた場合に、その受託自動車の積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます）が損壊または詐取されたことについて被保険者（補償の対象となる方）が預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

なお、以下①～⑤は積載物に含まず、対象外となります。

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物
- ② 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに準ずる物
- ③ 旅券、運転免許証その他これらに類する物
- ④ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
- ⑤ 動物、植物等の生物

■ お支払いの対象となる事例

- 故障車を自社の保管施設へレッカー移動中、他の車両と衝突した際、故障車に積載されていたパソコンが破損した場合の、パソコンの修理費用
- レッカー移動した事故車を一時保管中、事故車のトランクに積載されていたゴルフバックを盗難された場合の損害

■ 年間保険料・支払限度額について

【年間保険料】

1被保険者あたり	年間保険料 65,000円
----------	---------------

【支払限度額】

1事故あたり	保険期間中通算	免責金額（1事故あたり）
1,000万円	1,000万円	5,000円

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。保険期間中に保険金をお支払いした場合には、お支払いした金額につき保険期間中の支払限度額が減少していきますので、ご注意ください。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明①

賠償責任保険普通保険約款、自動車管理者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本プラン（自動車管理者賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者^(注1)が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車^(注2)（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）の損壊または詐取（以下「事故」といいます。）について、自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （１）自動車が保険証券記載の保管施設内に管理されている間 （２）自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間 （注１）この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ② 記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③ 記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員 ④ 記名被保険者の使用人 ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。 （注２）自動車には次のいずれかに該当する物（以下「付属品^(注3)」といいます。）を含みます。 ① 自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定しており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）されている物 ② 自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されている物 ③ 法令に従い備え付けられている物 ④ 車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ＥＴＣ車載器等 （注３）付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。） 【お支払いの対象となる損害の範囲】 ① 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ② 損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ③ 権利保全行使費用 事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④ 緊急措置費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用 ⑤ 協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用 ⑥ 争訟費用	次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ● 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ● 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ● 液体、気体または固体の排出、流出または漏れに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ● 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ● 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ● 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた自動車の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 ● 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行いまたはおそれた盗取または詐取に起因する損害賠償責任 ● 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。） ● 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ● 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ● 通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）・加工の拙劣、仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ● 次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ① 法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間 ② 酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間 ● 被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が所有する自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ● 【保険金をお支払いする主な場合】（注2）④に掲げる物の単独の損壊または詐取に起因する損害賠償責任。ただし、火災または爆発が生じた場合を除きます。 など

お支払いする保険金および費用保険金のご説明②

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の 免責金額 (自己負担額) また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	
--	--

2. オプション①（自動車管理者賠償責任保険「使用不能損害」）

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
使用不能損害補償特約、使用不能損害補償特約限度額増額特約	基本契約で対象とならない、自動車の損壊（盗取を除きます。）によりその損壊した自動車（以下「被害自動車」といいます。）が使用不能となったことによる損害（以下「使用不能損害」といいます。）について、被害自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任（収益減少についての損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した日からその日を含めて4日目以降30日以内に生じた使用不能損害に限りします。 【お支払いする保険金の額】 被害自動車1台について30万円を限度とし、かつ、1回の事故・保険期間中について100万円を限度とします。	被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 など

3. オプション②（請負業者賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）仕事の遂行に起因する偶然な事故 （2）仕事の遂行のために、被保険者が所有、使用または管理する施設（注3）に起因する事故 （注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 （注2）この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②上記①のすべての下請負人 ③上記①および②が法人である場合には、その法人の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ④上記①および②の使用人 ⑤上記①が法人以外の団体である場合には、①の構成員 ⑥上記①が自然人である場合には、①の同居の親族 上記③から⑥までに規定する者については、上記①の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。 （注3）仕事を遂行するために設置された仮設事務所、宿舍、倉庫、資材置場その他の仮設物（仕事の有無にかかわらず常設されるものは除きます）をいい、本社事務所、工事現場は施設に該当しません。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ②損害防止費用	■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する損害賠償責任 ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ③地下水の増減に起因する損害賠償責任 ・被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・航空機、自動車または原動機付自転車（工作車を除きます。下記「工作車の取扱い」をご参照ください）の所有、使用または管理（貨物の積み込み、積み出し作業

お支払いする保険金および費用保険金のご説明③

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用 ⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ●お支払いする保険金の額 1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の 免責金額 (自己負担額) また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	を除きます)に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任 ・じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・騒音に起因する損害賠償責任 ・塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。 ・L P ガス販売業務の遂行（L P ガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）に起因する損害賠償責任 ・被保険者相互間の事故に起因する損害賠償責任 ・被保険者の管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます） ②被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます） ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます）を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます） など	
特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）
管理財物損壊 補償特約	補償管理財物^(注)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注) 補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます） ②被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます） ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます）を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます） ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。免責金額（自己負担額）は基本契約と同額となります。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 など
使用不能損害 拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能^(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 (注) その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1 事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 など

お支払いする保険金および費用保険金のご説明④

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）
被害者治療費等 補償特約	基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限り、 ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 ※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）に限り、 ②葬祭費用 葬祭に要した費用をい、香典、花代等を含みません。 ③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度として保険金をお支払いします。 ア、被害者1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度） イ、1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限り、 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 など
訴訟対応費用 補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	—
初期対応費用 補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、 ①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用	—

お支払いする保険金および費用保険金のご説明⑤

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）
	③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります） ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 ●お支払いする保険金の額 1 事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	

4、オプション③（生産物賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）製造・販売、飲食業等の場合 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）に起因して生じた偶然な事故 （2）工事や作業を行う事業の場合 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます）または放棄の後、生じた偶然な事故 （注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 （注2）この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の会社である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用 ⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当	■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出または漏れに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・直接であると間接であると問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任 ・次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任 ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます） ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・製造・加工品（注）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 ①医薬品等 ②農業取締法第2条（定義）に規定する農薬

お支払いする保険金および費用保険金のご説明⑥

社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ●お支払いする保険金の額 1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の 免責金額 (自己負担額) また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	③食品衛生法第4条に規定する食品 ・LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 (注) 次の財物をいいます。 ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任 ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 ■次の費用を負担することによって被る損害 ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません） など
--	---

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
生産物自体の補償に関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物（注）の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物（以下「事故原因生産物」といいます）の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注) 事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額（自己負担額）は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ
使用不能損害拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能（注）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 (注) その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 など
被害者治療費等補償特約	基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。 ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 ※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人であ

お支払いする保険金および費用保険金のご説明⑦

	担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）に限り、ただし、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④に規定する費用を含みません。 ②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。 ③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度として保険金をお支払いします。 ア. 被害者 1 名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度） イ. 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	る場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限り、 ・保険契約者、被保険者または治療費を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 など
訴訟対応費用補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ
初期対応費用補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、 ①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限り、） ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ

お支払いする保険金および費用保険金のご説明⑧

5、オプション④（受託自動車の積載物の賠償リスク）

	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合
自動車管理者賠償責任保険 「積載物等賠償損害補償特約」	次に該当する他人の財物（以下「財物」といいます。）の損壊または詐取（以下「事故」といいます。）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。 ● 積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。）ただし、積載している自動車に特別約款第1条に規定する保険金の支払対象となる事故が生じた場合に限りです。（注） （注）次のいずれかに該当する物を含みません。 ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物 ② 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに準ずる物 ③ 旅券、運転免許証その他これらに類する物 ④ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物 ⑤ 動物、植物等の生物 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき、1,000万円（免責金額5,000円）を限度として保険金をお支払いします。	基本プランの「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 第1条の①に規定する財物が、キャリア等（自動車の屋根、トランク等の車室外に設置された小型・少量の貨物を積載・運搬するための装置をいいます。二輪自動車または原動機付自転車のキャリア等に設置されたパニアケースは、トランクとして扱います。）に固定されている間に損壊または詐取されたことに起因する損害賠償責任 ② 自動車につき正当な権利を有する者（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）以外が所有する積載物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ③ 第1条の①に規定する財物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。） ④ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の第1条の①に規定する財物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ⑤ 第1条の①に規定する財物が委託者に引き渡された後に発見された財物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者の下請負人が管理している間における第1条の①に規定する財物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ⑦ 次のいずれかに該当する間に生じた第1条の①に規定する財物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間 イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間 ⑧ 被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が所有する第1条の①に規定する財物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任 ⑨ 第1条の①に規定する財物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任 ⑩ 屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による第1条の①に規定する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑪ 第1条の①に規定する財物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任 など

契約概要のご説明①

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

1、商品の仕組み

この保険は、株式会社エフシー・ニジユヨンを保険契約者とし、株式会社エフシー・ニジユヨンの取引先を加入者（被保険者）とする「自動車管理者賠償責任保険」の明細付契約です。この保険の「普通保険約款・特別約款・特約集」・「保険証券」は、保険契約者（株式会社エフシー・ニジユヨン）に交付されます。

2、被保険者の範囲

株式会社エフシー・ニジユヨンと契約書を締結した取引先に限り、加入者（被保険者）とします。

3、補償内容

（1）基本補償

この保険の基本補償（必ずセットする必要がある補償）は、「自動車管理者賠償責任保険」です。この「自動車管理者賠償責任保険」は、駐車場や自動車修理工場等の保管施設内または自動車の引取り、納車等、業務遂行の通常のプロセスとして、一時的に保管施設外で他人から預かった自動車（以下「受託自動車」といいます）を管理している間にその自動車が損壊、紛失、盗取または詐取され、被保険者が預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（2）追加できる補償

- ・自動車管理者賠償責任保険の使用不能損害補償特約
- ・請負業者賠償責任保険
- ・生産物賠償責任保険
- ・自動車管理者賠償責任保険の積載物等賠償損害補償特約

※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

4、補償内容（支払限度額）の設定

自動車管理者賠償責任保険（使用不能損害補償特約、積載物等賠償損害補償特約を含む）は、本パンフレット記載の支払限度額となります。請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険は、本パンフレット記載の支払限度額4パターンより選択いただけます。

5、保険期間

2025年9月16日午後4時から2026年9月16日午後4時までとなります。

6、保険料の決定の仕組み

自動車管理者賠償責任保険（基本補償）は、レッカー車の台数で保険料が決定します。自動車管理者賠償責任保険（使用不能損害補償特約と積載物等賠償損害補償特約）は、被保険者単位で保険料が決定します。請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険は、レッカー事業の売上高で保険料が決定します。

7、保険料の払込方法

取扱代理店にお問合わせください。

契約概要のご説明②

8、満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

9、解約返れい金の有無

この保険を解約する場合、解約返戻金があります。詳細は、取扱代理店にお問合わせください。

10、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

(1) あいおいニッセイ同和損保へのご相談・苦情がある場合

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター 0120-721-101 (無料)

- ・受付時間 平日9:00～17:00 (土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)
- ・一部のご用件は営業店等からのご対応となります

(2) 事故が発生した場合の連絡先

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)

- ・受付時間 24時間365日
- ・I P 電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください
- ・おかけ間違いにご注意ください

11、指定紛争解決機関

＜引受保険会社との間で問題を解決できない場合＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

- ・受付時間〔平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)〕
- ・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません
- ・携帯電話からも利用できます
- ・電話リレーサービス、I P 電話からは03-4332-5241におかけください
- ・おかけ間違いにご注意ください
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

12、ご加入いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えください。

ご加入希望の場合の申込方法

取扱代理店（株式会社エヌシーアイ、連絡先03-3426-7757）へ、お問い合わせください。

ご注意いただきたいこと

1、複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

2、保険料の確定精算について

●請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険は、保険料確定特約がセットされます。ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）のレッカー事業の売上高（新規事業の場合は1年間の見込売上高）を基に算出した保険料を払い込みいただきます。※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

●保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

●保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

●保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。（一部商品を除きます）

●保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセットできません。

（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

●ご契約が保険期間中に解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還します。

3、事故が起こった場合

【事故が起こった場合の手続き】

●事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

【示談にあたって】

この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が起こった場合は、
遅滞なく 取扱代理店
または右記までご連絡
ください。

0120-985-024
(無料)

24時間365日受付

※IP電話からは0276-90-8852

(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収書の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【引受保険会社】

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京南支店 東京南支社
〒151-8530
東京都渋谷区代々木3 丁目25 番3 号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル23 階
TEL : 050-3461-0051

【お問い合わせは下記の取扱代理店までお願いいたします】

株式会社エヌシーアイ
〒154-0017 東京都世田谷区4-7-6セイフピア3階
TEL: 03-3426-7757 FAX : 03-3426-9779